

社会保険ひろしま

第869号

- マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて
- 令和3年度4月から外国人脱退一時金の支給対象期間の上限が見直されます
- 電子媒体による届出から電子申請への切り替えをご検討ください
- 「通知書形式変換プログラム（XML→CSV）」の提供を開始しました
- 出張相談所開設のご案内（2月）その他
- ヘルスケア通信簿をお送りします！
- インセンティブ制度の令和元年度実績が確定しました
- 令和3年度健診案内について
- 年金事務所内協会けんぽテレビ電話相談の終了について



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和2年11月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		56,003	55,420
船舶所有者数		273	346
被保険者数	男性	511,654人	389,937人
	女性	315,731人	265,385人
	船員	3,248人	3,320人

日本年金機構からのお知らせ

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

令和3年3月から、医療機関・薬局において、健康保険の資格情報を確認する「オンライン資格確認」が導入され、準備が整った医療機関・薬局から順次、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。オンライン資格確認の実施にあたっては、**保険者にマイナンバー（個人番号）を登録する必要がありますので、資格取得届及び被扶養者異動届にはマイナンバーを記載いただきますようお願いいたします。**

なお、「オンライン資格確認」の仕組み並びに「マイナンバーカードの健康保険証利用」のための申込手続き等については、厚生労働省、総務省の特設ホームページをご参照ください。

【厚生労働省特設ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08544.html

【総務省特設ホームページ】 <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

【マイナンバー総合フリーダイヤル】 **0120-95-0178**

※平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 音声ガイダンスに従って、「4→2」の順にお進みください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて

令和3年1月から3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業で著しく報酬が下がった方についても、一定の場合に標準報酬月額を改定する特例措置の対象となりました。特例措置の詳しい要件や内容については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

令和3年4月から外国人脱退一時金の支給対象期間の上限が見直されます

厚生年金保険または国民年金に6か月以上加入している短期在留の外国人の方が、日本から出国するときは脱退一時金を請求することができます。

※一定の要件を満たした場合で、日本の年金給付を受けることができない方に限られます。今般、脱退一時金にかかる法律改正が行われ、令和3年4月より、支給金額の対象となる年金加入期間の上限が3年（36月）から5年（60月）に引き上げられます。

電子媒体による届出から電子申請への切り替えをご検討ください

令和2年12月、電子申請・電子媒体に係るプログラムの仕様を更改しました。最新の届書作成仕様書や届書作成プログラムは、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。なお、旧仕様の電子媒体届書の取扱いは、順次終了する予定です。終了時期や詳細が決まり次第、日本年金機構ホームページでお知らせします。

電子申請は、無料取得できるGビズIDを使用してe-Govで申請できるようになり、更に便利になりました。電子媒体による届出をしている事業主の皆さまは、新仕様への更新や電子申請への切り替えをお早めにご検討ください。

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>)



「通知書形式変換プログラム（XML→CSV）」の提供を開始しました

社会保険手続きの電子通知書を事業主の皆さまが効率よく確認できるよう、「通知書形式変換プログラム（XML→CSV）」を日本年金機構ホームページに令和2年12月に掲載いたしました。このプログラムを利用すると、電子通知書の情報を皆さまがお使いの労務管理ソフト等と互換性が高いCSVファイルに変換できるようになり、大変便利です。

(<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>)



日本年金機構

<https://www.nenkin.go.jp/>

◆ 出張相談所開設のご案内（2月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日 (2月23日は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
竹原市	2月10日(水)	10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央5-5-17)	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日 (2月11日、23日は 祝日のため開催しません。)	10:00~15:30	尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館(旧田熊中学校) 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	尾道市向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	2月16日(火)	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
世羅町	2月18日(木)	10:00~15:30	世羅町役場本庁舎	
庄原市	2月17日(水)	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています。是非ご利用ください。

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。
送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

会 場	日 時	○毎月第二土曜日(13時~16時)は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	2月10日(水)	
福山年金事務所	13時~15時	

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は弊協会の事業運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊協会ではコロナ禍ではありますが、最大限の注意を払いつつ、本年も的確・迅速な給付業務に加え、「健康経営」の更なる普及に注力してまいります。

従業員の健康増進に会社全体で取り組むことは、働き方改革とあわせ、今まさに社会の要請、経営者の責務と考えられます。弊支部では、平成28年度から「ひろしま企業健康宣言」を創設し、これまでに1574社の事業所にエントリーいただき、健康づくりに積極的に取り組んでいただいております。

また、弊支部では健康経営の普及にあわせ、「健康づくりの好循環」を推進しております。年に一度は必ず健診を受診し、該当の方は保健指導や早期に医療機関を受診することで、重症化予防や健康維持が期待できます。このことは皆様の充実した社会生活の実現、健康意識の高揚につながりますので、この「健康づくりの好循環」の更なる浸透を目指したいと存じます。

旧年中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、皆様のご心配、ご苦勞も絶えなかったと思います。本年は是非明るく良い年になってもらいたいものです。

私共も精一杯健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、本年も引き続き、倍旧のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。本年が皆様にとりまして、健康で幸多き一年になることを心から祈念申し上げ、謹んで新年のご挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会広島支部長 神田 和幸



ヘルスケア通信簿をお送りします！

協会けんぽ広島支部では、従業員の皆様の健康課題を把握していただくために、「健診結果」や「医療費」に基づき、事業所ごとの健康状態を示した「ヘルスケア通信簿」を発刊しております。

発送時期

令和3年2月

対象事業所

被保険者数10名以上の事業所

ヘルスケア通信簿で何がわかるの？

- 加入者(従業員+家族)1人あたりの医療費について、広島支部全体、同業種、同規模事業所と比較することができます。
- 貴社の従業員の健診受診率特定保健指導実施率について広島支部全体、同業種、同規模事業所と比較することができます。
- 貴社の従業員の方で健康リスク(メタボ、糖尿病、高血圧等)をお持ちの方の割合がわかります。



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで



ひろしま企業健康宣言のエントリーをお願いします

企業(経営者)が経営の優先課題として、従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、従業員の健康増進はもとより、企業の生産性向上やイメージアップにつなげていく「健康経営®」が注目されています。

協会けんぽ広島支部では事業所における「健康経営」を支援するため、「ひろしま企業健康宣言」制度を実施しております。「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーがまだの事業所様におかれましては、ヘルスケア通信簿のご活用とともに、エントリーをお願いします。

申込方法等について、詳しくは広島支部のHPをご参照ください

協会けんぽ ひろしま企業健康宣言

検索

インセンティブ制度の令和元年度実績が確定しました

■ インセンティブ制度とは？

全国47都道府県支部ごとの加入者および事業主の皆さまの行動等を、5つの評価指標に基づきランキング付けし、上位23支部は、順位に応じたインセンティブ(報奨金)が付与され、保険料率が引き下げとなる制度です。令和3年度の保険料率には、令和元年度の評価実績を反映させる仕組みとなっています。(制度の詳細については、協会けんぽのHPをご参照ください。)

■ 広島支部の実績

広島支部の令和元年度の実績は47支部中**32位**でした。平成30年度実績の38位より順位を上げたものの、インセンティブ(報奨金)が付与される上位23支部には入っておりません。



評価指標ごとの順位

評価指標	順位	評価指標	順位
① 特定健診等の受診率	31位	④ 要治療者の医療機関受診率	17位
② 特定保健指導の実施率	25位	⑤ ジェネリック医薬品の使用割合	33位
③ 特定保健指導対象者の減少率	29位		

皆さまの健康づくりへの取り組みやジェネリック医薬品の使用が、保険料率に影響します!ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年度健診案内について

従業員の方の健診について

● 事業所へ健診案内を送付します

令和3年3月頃に健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診対象者一覧を送付します。

※令和2年度同様、協会けんぽへの健診申込は不要です。

ご家族の方の健診について

● ご自宅へ受診券を送付します

ご家族(被扶養者)の皆様が特定健診を受診する際に必要な「受診券」を令和3年4月頃にご自宅に送付します。年に一度の健診受診にぜひご利用ください。

※送付させていただくご住所は、日本年金機構に登録された従業員(ご本人)様のご住所となります。

住所が変更となっている場合は、お早めに事業所様経由で日本年金機構へお手続きをお願いいたします。

なお、令和2年度の健診受診期限は令和3年3月31日(水)までとなっております。健診がお済みでない場合は、お早めに健診実施機関へご予約のうえご受診ください。

年金事務所内協会けんぽテレビ電話相談の終了について

三次年金事務所、備後府中年金事務所に開設しておりました、協会けんぽテレビ電話相談は令和3年3月31日(水)をもちまして終了となります。長らくのご利用誠にありがとうございました。申請書類等で何かご不明な点等がございましたら、協会けんぽ広島支部までお気軽にご連絡ください。

三次年金事務所・備後府中年金事務所

令和3年3月31日(水)営業終了をもってテレビ電話相談終了

※テレビ電話相談終了に伴い、協会けんぽ各種申請書も撤去となります



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

※各種申請書や記入方法につきましては、協会ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F

【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。



申請書の郵送にご協力ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

